平 戸 市 監 査 公 表 第162-3 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和4年5月17日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監 査及び定期監査

- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局 農業委員会事務局
- 第3 監査の期間令和3年4月14日(水)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容 別紙のとおり

定期監査「指導事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局:農業委員会事務局】

区分	内容	措置
指導事項	1. 全国農業新聞の購読料取りまとめ	
	事務について	
	(指摘内容)	(措置内容)
	全国農業新聞の購読料については、	令和4年4月から、収入、支出伺に
	平戸市準公金等取扱事務処理要領第9	明細を明らかにする書類等や通帳(写)
	条の規定に基づき、準公金の取扱いに	を添付するように改善しました。
	準じて市内購読者分を市が取りまと	また、購読料についても、農協から
	め、県の農業会議に送金している。	郵便局に振込金融機関を変更し、手数
	出納書類について、購読料の口座振	料が掛からない措置をするなど効率化
	替分の収入伺がなく、支出伺には明細	に努めています。
	を明らかにする証拠書類が添付されて	
	いなかった。また、通帳残高がどの購	
	読者のものか分からなかったので、適	
	正な書類整備に努められたい。併せて、	
	事務の効率化についても検討された	
	V,	
指導事項	2. 出納員領収付印の申請について	
	(指摘内容)	(措置内容)
	出納員領収付印を改刻した場合など	平戸市公印規則第6条第1項に基づ
	は、平戸市公印規則第6条第1項の規	き、平戸市出納員領収付印について、
	定により「公印調製(改刻)(廃棄)申	令和4年3月31日付けで公印廃棄、4
	請書」を、市長に提出するようになっ	月1日付けで公印新調の申請を提出
	ているが平成25年度以降の提出がされ	し、適正な事務処理を行いました。
	ていないため、適正な事務処理に努め	
	られたい。	

意見

1. 現況証明書について

(指摘内容)

現況証明書は、農地法第4条第1項 (転用)及び第5条第1項(権利移動 +転用)の許可を受け、転用許可目的 に従って転用された土地について発行 する証明書であるが、令和2年度に証 明を行った様式では、農地の現況につ いて「上記のとおり相違ないことを確 認したので証明します。」との記載にな っていた。

農地であった箇所が山林化するなど、既に農地としての機能を有していないことについては、農業委員会で調査し判断できるが、現況が宅地や雑種地などについては農業委員会では判断できないと思われる。

そのため、証明書の記載事項としては、「上記の土地は、現況が農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。」と記載するなど様式の見直しを検討されたい。

(措置内容)

現況証明書については、現況証明願の内容に沿うように様式の見直しに努めます。

※農地法第4条第1項(転用)及び第 5条第1項(権利移動+転用)の許可 を受けた案件は、許可指令番号及び許 可年月日、転用目的などを確認し「上 記のとおり相違ないことを確認したの で証明します。」と記載する。

※非農地化(山林等)した土地については、申請内容に「農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないことを証明願います。」と記載し、非農地通知書発行年月日などを確認し、「上記のとおり相違ないことを確認したので証明します。」と記載する。

意 見

2 農地利用最適化推進委員について (指摘内容)

農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会に毎年度6回程度出席を要請されているが、欠席が多い委員が散見された。各委員の事情もあったと思うが、農地の現地調査などに支障が出ていなかったのか検証されたい。

(措置内容)

令和3年度において、農地利用最適 化推進委員の農業委員会総会の出席率 は63.1%であったが、審議案件の現地 確認においては、83%の出席率となっ ている。

また、農地利用状況調査では、各委員に地区を割り当てており、全員が調査を実施しておりますので支障は出ておりません。

意 見

 ドローンの活用について (指摘内容)

令和元年度に、ドローンを使った農地利用状況調査が1地区で試行されており、従来の調査方法と比較し、現地調査時間が約7分の1に短縮されていた。

現地に赴くまでもなく、動画をよく 確認することで精度の高い現況地目の 確認ができ、効率化を図ることが実証 され、今後ドローンの活用が期待され るところである。

(措置内容)

農地利用状況調査においては、委員等が目視して調査することが基本となっており、農地の周辺も含めた農地の判定を行っております。

ドローンを使った調査においては、 精度も高く、効率化を図ることができ ると考えますが、委託経費等が掛かる など、課題もあることから、今後は、 他地域(ドローンを活用している地域) の状況も踏まえて検討していきます。